

審査基準整理票

処分名	指定障害児相談支援事業者の指定の更新		
根拠法令名	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）		（条項）第24条の29第1項
基準法令名	・児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）		（条項） 児童福祉法第24条の29第4項
所管部署	健康福祉部 福祉指導監査課		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
【審査基準】	・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
<p>指定障害児相談支援事業者の指定の更新の基準は、児童福祉法第24条の29第4項において準用する同法第21条の5の15第3項の各号（第4号、第11号及び第14号を除く。）に該当しないこと及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定める基準を満たすこと。</p> <p>参 考 [根拠法令] 児童福祉法 第二十四条の二十九 第二十四条の二十六第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。